

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成26年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

広島県廿日市市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を6割とし、県は、損害賠償金224,280円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成25年6月21日

(2) 事故発生場所

広島市東区福田町高山地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部警備部機動隊所属の職員が、公務のため普通貨物自動車で片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線に車線変更した際、中央側車線を直進していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。